

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年3月4日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P Mインドネシア債券ファンド（毎月決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 4,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2020年9月7日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(二) ファンドの特色

<訂正前>

マザーファンドを通じて、主として以下の債券に投資します。

(略)

． の債券の信用リスクを主として反映する仕組債

反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たない仕組債に限ります。

<インドネシアの概要>

(略)

前記データおよび地図は、外務省、IMF（2020年4月公表分）等の情報をもとに委託会社が作成

(以下略)

<訂正後>

マザーファンドを通じて、主として以下の債券に投資します。

(略)

． の債券の信用リスクを主として反映する仕組債

反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たない仕組債に限ります。

<インドネシアの概要>

(略)

前記データおよび地図は、外務省、IMF（2020年10月公表分）等の情報をもとに委託会社が作成

(以下略)

(3) ファンドの仕組み

(八) 委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円（2020年7月末現在）

(略)

大株主の状況（2020年7月末現在）

(以下略)

<訂正後>

資本金 2,218百万円（2021年1月末現在）

（略）

大株主の状況（2021年1月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（3）運用体制

<訂正前>

（略）

（注1）（略）

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

（略）

（注1）（略）

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2020年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

3【投資リスク】

（1）リスク要因

<訂正前>

（略）

LIBORの公表停止または利用できない場合のリスクおよび留意点

（略）

<訂正後>

（略）

LIBORの公表停止または利用できない場合のリスクおよび留意点

（略）

法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンドおよびマザーファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があります、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

原届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク（1）リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

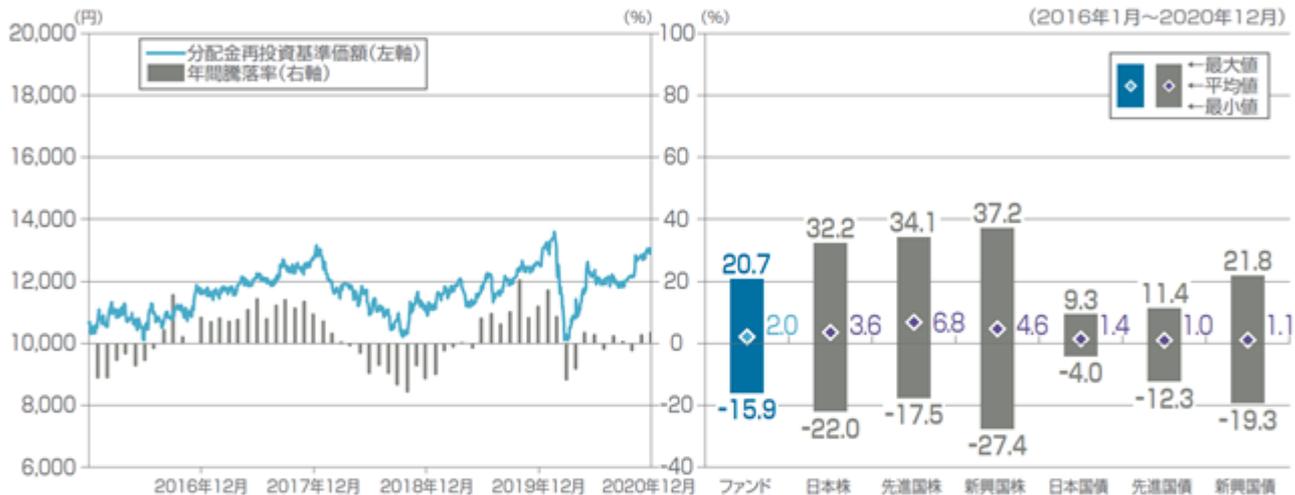
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2016年1月～2020年12月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

運用委託先におけるリスク管理

(略)

(2020年6月末現在)

(以下略)

<訂正後>

運用委託先におけるリスク管理

（略）

（2020年12月末現在）

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2020年7月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2021年1月末現在適用されるものです。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

（2021年1月8日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,674,193,229	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	320,945	0.01
合計（純資産総額）		3,673,872,284	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。親投資信託は、全て「GIMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）GIMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2021年1月8日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	インドネシア	3,210,725,806	87.39
社債券	イギリス	367,493,490	10.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	95,946,469	2.61
合計（純資産総額）		3,674,165,765	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（注2）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」をご参照ください。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（2021年1月8日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I Mインドネシア債券マザーファン ド（適格機関投資家専用）	2,439,865,349	1.4880	3,630,520,486	1.5059	3,674,193,229	100.01

（参考）G I Mインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2021年1月8日現在）

順位	国/地域	投資国/地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 6.625% MAY33 FR65	119,077,000,000	0.75	894,899,378	0.75	898,203,765	6.625	2033/5/15	24.45
2	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 8.25% JUN32 FR58	89,100,000,000	0.84	748,747,395	0.85	759,132,000	8.25	2032/6/15	20.66
3	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 9.5% JUL31 FR54	58,617,000,000	0.91	535,817,997	0.92	540,741,825	9.5	2031/7/15	14.72
4	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 6.125% MAY28 FR64	52,984,000,000	0.75	401,310,087	0.75	398,774,803	6.125	2028/5/15	10.85
5	イギリ ス	インド ネシア	社債 券	STCH 10.5% IDR AUG30 CLN	36,000,000,000	0.99	357,584,220	1.02	367,493,490	10.5	2030/8/15	10.00
6	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 5.625% MAY23 FR63	36,030,000,000	0.77	278,231,767	0.77	277,480,541	5.625	2023/5/15	7.55
7	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 8.25% JUL21 FR53	32,591,000,000	0.77	251,545,486	0.76	249,663,356	8.25	2021/7/15	6.80
8	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 6.5% JUN25 FR81	11,050,000,000	0.79	87,642,799	0.78	86,729,516	6.5	2025/6/15	2.36

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地域」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別投資比率

（2021年1月8日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01

（参考）G I Mインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2021年1月8日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	87.39
社債券	10.00

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2021年1月8日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(2012年12月6日)	4,021	4,036	1.1025	1.1065
第2特定期間末	(2013年6月6日)	36,580	36,718	1.0642	1.0682
第3特定期間末	(2013年12月6日)	19,344	19,446	0.7585	0.7625
第4特定期間末	(2014年6月6日)	15,216	15,293	0.7928	0.7968
第5特定期間末	(2014年12月8日)	14,534	14,597	0.9174	0.9214
第6特定期間末	(2015年6月8日)	10,984	11,035	0.8520	0.8560
第7特定期間末	(2015年12月7日)	8,251	8,292	0.7890	0.7930
第8特定期間末	(2016年6月6日)	6,663	6,699	0.7295	0.7335
第9特定期間末	(2016年12月6日)	6,320	6,353	0.7620	0.7660
第10特定期間末	(2017年6月6日)	5,867	5,898	0.7794	0.7834
第11特定期間末	(2017年12月6日)	5,759	5,788	0.8026	0.8066
第12特定期間末	(2018年6月6日)	4,944	4,971	0.7217	0.7257
第13特定期間末	(2018年12月6日)	4,525	4,552	0.6842	0.6882
第14特定期間末	(2019年6月6日)	4,265	4,291	0.6506	0.6546
第15特定期間末	(2019年12月6日)	4,309	4,334	0.6890	0.6930
第16特定期間末	(2020年6月8日)	3,924	3,947	0.6756	0.6796
第17特定期間末	(2020年12月7日)	3,690	3,712	0.6632	0.6672
	2020年1月末日	4,324	-	0.7204	-
	2020年2月末日	4,076	-	0.6979	-
	2020年3月末日	3,257	-	0.5604	-
	2020年4月末日	3,404	-	0.5857	-
	2020年5月末日	3,655	-	0.6278	-
	2020年6月末日	3,790	-	0.6520	-
	2020年7月末日	3,673	-	0.6324	-
	2020年8月末日	3,649	-	0.6312	-
	2020年9月末日	3,625	-	0.6293	-
	2020年10月末日	3,620	-	0.6328	-
	2020年11月末日	3,731	-	0.6654	-
	2020年12月末日	3,691	-	0.6734	-
	2021年1月8日	3,673	-	0.6738	-

(注) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)は特定期間末日のものです。

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0240
第2特定期間	0.1760
第3特定期間	0.0240
第4特定期間	0.0240
第5特定期間	0.0240
第6特定期間	0.0240
第7特定期間	0.0240
第8特定期間	0.0240
第9特定期間	0.0240
第10特定期間	0.0240
第11特定期間	0.0240
第12特定期間	0.0240
第13特定期間	0.0240
第14特定期間	0.0240
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240

収益率の推移

期	収益率(%)
第1特定期間	12.65
第2特定期間	12.49
第3特定期間	26.47
第4特定期間	7.69
第5特定期間	18.74
第6特定期間	4.51
第7特定期間	4.58
第8特定期間	4.50
第9特定期間	7.75
第10特定期間	5.43
第11特定期間	6.06
第12特定期間	7.09
第13特定期間	1.87
第14特定期間	1.40
第15特定期間	9.59
第16特定期間	1.54
第17特定期間	1.72

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第1特定期間	4,371,423,261	723,406,702	3,648,016,559
第2特定期間	34,483,921,708	3,759,456,074	34,372,482,193
第3特定期間	4,233,765,412	13,100,957,137	25,505,290,468
第4特定期間	705,883,332	7,017,982,994	19,193,190,806
第5特定期間	1,046,289,912	4,395,607,181	15,843,873,537
第6特定期間	1,067,250,472	4,018,920,714	12,892,203,295
第7特定期間	246,104,787	2,680,563,731	10,457,744,351
第8特定期間	229,590,603	1,553,118,211	9,134,216,743
第9特定期間	258,723,410	1,097,894,692	8,295,045,461
第10特定期間	654,515,327	1,420,500,571	7,529,060,217
第11特定期間	696,474,185	1,049,431,001	7,176,103,401
第12特定期間	330,209,742	655,087,788	6,851,225,355
第13特定期間	267,523,840	503,952,173	6,614,797,022
第14特定期間	261,625,371	320,054,011	6,556,368,382
第15特定期間	193,097,941	494,228,143	6,255,238,180
第16特定期間	152,416,540	598,799,572	5,808,855,148
第17特定期間	131,213,877	375,316,382	5,564,752,643

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<https://www.jpmorgan.com/jp/am/>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2021年1月8日	設定日	2012年6月18日
純資産総額	36億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
99期	2020年9月	40
100期	2020年10月	40
101期	2020年11月	40
102期	2020年12月	40
103期	2021年1月	40
	設定来累計	5,640

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率 1
インドネシアルピア	97.4%

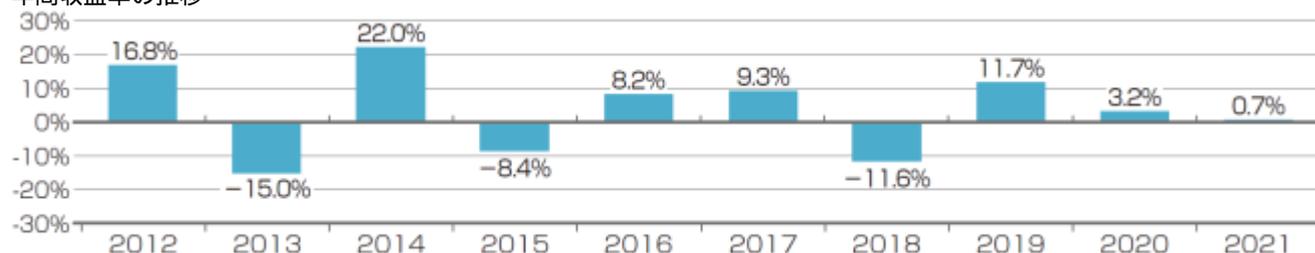
種類別構成状況

種類	投資比率 1
国債証券	87.4%
社債券	10.0%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国/地域 ^{※2}	通貨	投資比率 ^{※1}
1	インドネシア国債	国債証券	6.625	2033/5/15	インドネシア	インドネシアルピア	24.4%
2	インドネシア国債	国債証券	8.250	2032/6/15	インドネシア	インドネシアルピア	20.7%
3	インドネシア国債	国債証券	9.500	2031/7/15	インドネシア	インドネシアルピア	14.7%
4	インドネシア国債	国債証券	6.125	2028/5/15	インドネシア	インドネシアルピア	10.9%
5	インドネシア国債 (CLN)	社債券	10.500	2030/8/15	インドネシア	インドネシアルピア	10.0%
6	インドネシア国債	国債証券	5.625	2023/5/15	インドネシア	インドネシアルピア	7.6%
7	インドネシア国債	国債証券	8.250	2021/7/15	インドネシア	インドネシアルピア	6.8%
8	インドネシア国債	国債証券	6.500	2025/6/15	インドネシア	インドネシアルピア	2.4%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2021年の年間収益率は前年末営業日から2021年1月8日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* クレジット・リンク債 (CLN) は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 1 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
- 2 「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間（2020年6月9日から2020年12月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2020年6月8日現在)	当期 (2020年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,952,803,812	3,718,049,184
未収入金	7,870,755	12,551,153
流動資産合計	3,960,674,567	3,730,600,337
資産合計	3,960,674,567	3,730,600,337
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,235,420	22,259,010
未払解約金	7,870,755	12,551,153
未払受託者報酬	139,553	139,364
未払委託者報酬	4,884,372	4,877,709
その他未払費用	69,766	69,670
流動負債合計	36,199,866	39,896,906
負債合計	36,199,866	39,896,906
純資産の部		
元本等		
元本	1 5,808,855,148	1 5,564,752,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 1,884,380,447	2 1,874,049,212
（分配準備積立金）	8,964	14,336
元本等合計	3,924,474,701	3,690,703,431
純資産合計	3,924,474,701	3,690,703,431
負債純資産合計	3,960,674,567	3,730,600,337

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2019年12月7日 至 2020年6月8日)	当期 (自 2020年6月9日 至 2020年12月7日)
営業収益		
有価証券売買等損益	109,616,141	92,943,231
営業収益合計	109,616,141	92,943,231
営業費用		
受託者報酬	870,246	810,749
委託者報酬	1 30,458,578	1 28,376,185
その他費用	435,064	405,314
営業費用合計	31,763,888	29,592,248
営業利益又は営業損失()	77,852,253	63,350,983
経常利益又は経常損失()	77,852,253	63,350,983
当期純利益又は当期純損失()	77,852,253	63,350,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,474,903	5,946,327
期首剰余金又は期首欠損金()	1,945,399,676	1,884,380,447
剰余金増加額又は欠損金減少額	186,533,055	138,137,912
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	186,533,055	138,137,912
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,133,402	47,483,521
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,133,402	47,483,521
分配金	2 141,757,774	2 137,727,812
期末剰余金又は期末欠損金()	1,884,380,447	1,874,049,212

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年6月6日および2020年6月7日が休日のため、信託約款第34条により、第16特定期間末日を2020年6月8日としております。また、2020年12月6日が休日のため、第17特定期間末日を2020年12月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2020年6月8日現在)	当期 (2020年12月7日現在)
1 期首元本額	6,255,238,180円	5,808,855,148円
期中追加設定元本額	152,416,540円	131,213,877円
期中一部解約元本額	598,799,572円	375,316,382円
2 元本の欠損	1,884,380,447円	1,874,049,212円
受益権の総数	5,808,855,148口	5,564,752,643口
1 口当たりの純資産額	0.6756円	0.6632円
(1 万口当たりの純資産額)	(6,756円)	(6,632円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 2019年12月7日 至 2020年6月8日)	当期 (自 2020年6月9日 至 2020年12月7日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
	(自 2019年12月7日 至 2020年1月6日)	(自 2020年6月9日 至 2020年7月6日)
費用控除後の配当等収益額	16,286,964円	9,870,878円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	377,851,138円	318,407,335円
分配準備積立金額	8,470円	8,936円
当ファンドの分配対象収益額	394,146,572円	328,287,149円
当ファンドの期末残存口数	6,193,506,907口	5,814,948,024口
1万口当たり収益分配対象額	636.38円	564.55円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	24,774,027円	23,259,792円
	(自 2020年1月7日 至 2020年2月6日)	(自 2020年7月7日 至 2020年8月6日)
費用控除後の配当等収益額	18,912,584円	10,446,414円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	357,382,019円	304,488,379円
分配準備積立金額	12,240円	11,784円
当ファンドの分配対象収益額	376,306,843円	314,946,577円
当ファンドの期末残存口数	5,991,486,836口	5,804,068,769口
1万口当たり収益分配対象額	628.06円	542.63円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	23,965,947円	23,216,275円
	(自 2020年2月7日 至 2020年3月6日)	(自 2020年8月7日 至 2020年9月7日)
費用控除後の配当等収益額	26,593,323円	25,272,483円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	342,603,518円	290,450,117円
分配準備積立金額	9,404円	10,780円
当ファンドの分配対象収益額	369,206,245円	315,733,380円
当ファンドの期末残存口数	5,824,662,402口	5,776,823,993口
1万口当たり収益分配対象額	633.86円	546.55円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	23,298,649円	23,107,295円
	(自 2020年3月7日 至 2020年4月6日)	(自 2020年9月8日 至 2020年10月6日)
費用控除後の配当等収益額	10,922,276円	10,165,779円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	341,623,101円	289,681,924円
分配準備積立金額	3,280,405円	2,162,949円
当ファンドの分配対象収益額	355,825,782円	302,010,652円
当ファンドの期末残存口数	5,806,906,571口	5,760,679,054口
1万口当たり収益分配対象額	612.76円	524.26円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	23,227,626円	23,042,716円
	(自 2020年4月7日 至 2020年5月7日)	(自 2020年10月7日 至 2020年11月6日)
費用控除後の配当等収益額	14,966,972円	14,547,859円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	333,039,412円	276,587,377円
分配準備積立金額	10,574円	12,236円
当ファンドの分配対象収益額	348,016,958円	291,147,472円
当ファンドの期末残存口数	5,814,026,468口	5,710,681,088口
1万口当たり収益分配対象額	598.58円	509.82円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	23,256,105円	22,842,724円
	(自 2020年5月8日 至 2020年6月8日)	(自 2020年11月7日 至 2020年12月7日)
費用控除後の配当等収益額	16,749,502円	15,486,466円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	324,518,362円	261,478,036円
分配準備積立金額	6,391円	9,011円
当ファンドの分配対象収益額	341,274,255円	276,973,513円
当ファンドの期末残存口数	5,808,855,148口	5,564,752,643口
1万口当たり収益分配対象額	587.50円	497.72円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	23,235,420円	22,259,010円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I Mインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (2020年6月8日現在)	当期 (2020年12月7日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	555,727,006	205,190,310
合計	555,727,006	205,190,310

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（2020年12月7日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I Mインドネシア債券マザーファンド (適格機関投資家専用)	2,527,050,353	3,718,049,184	
合計			2,527,050,353	3,718,049,184	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「G I Mインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I Mインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(2020年6月8日現在)	(2020年12月7日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		210,404,518	64,893,359
金銭信託		10,766,255	6,159,853
国債証券		3,326,424,970	3,257,071,589
社債券		357,414,296	352,816,430
派生商品評価勘定		97,200	14,000
未収利息		55,526,250	48,952,232
前払費用		-	813,203
流動資産合計		3,960,633,489	3,730,720,666
資産合計		3,960,633,489	3,730,720,666
負債の部			
流動負債			
未払解約金		7,870,755	12,551,153
流動負債合計		7,870,755	12,551,153
負債合計		7,870,755	12,551,153
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,760,723,434	2,527,050,353
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,192,039,300	1,191,119,160
元本等合計		3,952,762,734	3,718,169,513
純資産合計		3,952,762,734	3,718,169,513
負債純資産合計		3,960,633,489	3,730,720,666

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2020年6月8日現在)	(2020年12月7日現在)
1 期首元本額	3,110,442,622円	2,760,723,434円
期中追加設定元本額	73,918,227円	60,753,972円
期中解約元本額	423,637,415円	294,427,053円
元本の内訳（注）		
JPMインドネシア債券ファンド （毎月決算型）	2,760,723,434円	2,527,050,353円
合 計	2,760,723,434円	2,527,050,353円
受益権の総数	2,760,723,434口	2,527,050,353口
1 口当たりの純資産額	1.4318円	1.4713円
（1万口当たりの純資産額）	（14,318円）	（14,713円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乘せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2020年6月8日現在)	(2020年12月7日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	27,940,066	210,203,875
社債券	1,831,536	18,023,292
合計	29,771,602	228,227,167

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(2020年6月8日現在)				(2020年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	売建 アメリカドル	43,885,200	-	43,788,000	97,200	36,438,500	-	36,424,500	14,000
合計		43,885,200	-	43,788,000	97,200	36,438,500	-	36,424,500	14,000

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（2020年12月7日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドネシアルピア	INDON 5.625% MAY23 FR63		36,030,000,000.00	37,097,568,900.00	
		INDON 6.125% MAY28 FR64		52,984,000,000.00	53,508,011,760.00	
		INDON 6.5% JUN25 FR81		11,050,000,000.00	11,685,706,500.00	
		INDON 6.625% MAY33 FR65		119,077,000,000.00	119,319,917,080.00	
		INDON 8.25% JUL21 FR53		45,921,000,000.00	47,258,219,520.00	
		INDON 8.25% JUN32 FR58		89,100,000,000.00	99,832,986,000.00	
		INDON 9.5% JUL31 FR54		58,617,000,000.00	71,442,399,600.00	

	計	銘柄数 :	7	412,779,000,000.00	440,144,809,360.00
					(3,257,071,589)
		組入時価比率 :	87.6%		90.2%
	小計				3,257,071,589
					(3,257,071,589)
社債券	インドネシアルピア	STCH 10.5% IDR AUG30 CLN		36,000,000,000.00	47,677,896,000.00
	計	銘柄数 :	1	36,000,000,000.00	47,677,896,000.00
					(352,816,430)
		組入時価比率 :	9.5%		9.8%
	小計				352,816,430
					(352,816,430)
	合計				3,609,888,019
					(3,609,888,019)

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年1月8日現在)

種類	金額	単位
資産総額	3,696,840,683	円
負債総額	22,968,399	円
純資産総額(-)	3,673,872,284	円
発行済口数	5,452,261,942	口
1口当たり純資産額(/)	0.6738	円

(参考) G I Mインドネシア債券マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2021年1月8日現在)

種類	金額	単位
資産総額	3,696,813,219	円
負債総額	22,647,454	円
純資産総額(-)	3,674,165,765	円
発行済口数	2,439,865,349	口
1口当たり純資産額(/)	1.5059	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

資本金の額（2020年7月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、2020年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

資本金の額（2021年1月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、2021年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 2事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2021年1月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。 ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	75	812,407
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	4,871,232
総合計	138	5,683,639
親投資信託	57	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第31期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期中間会計期間末

(2020年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	15,365,301
前払費用	54,588
未収入金	37,247
未収委託者報酬	1,909,054
未収収益	1,751,605
関係会社短期貸付金	2,100,000
その他	953
流動資産計	21,218,750

固定資産

有形固定資産

器具備品	22,517
器具備品減価償却累計額	10,085
有形固定資産計	12,432

投資その他の資産

関係会社株式	60,000
投資有価証券	96,172
敷金保証金	98,724
前払年金費用	132,991
繰延税金資産	333,793
その他	9,508

投資その他の資産計	731,190
-----------	---------

固定資産計	743,622
-------	---------

資産合計	21,962,373
------	------------

(単位：千円)

第31期中間会計期間末

(2020年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金		57,823
未払金		1,484,275
未払手数料		895,243
その他未払金	1	589,031
未払費用		801,853
未払法人税等		847,017
賞与引当金		1,180,180
役員賞与引当金		46,164
流動負債計		4,417,314

固定負債

長期未払金		241,143
賞与引当金		630,148
役員賞与引当金		174,888
固定負債計		1,046,180

負債合計

5,463,495

純資産の部

株主資本

資本金		2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		1,000,000
資本剰余金合計		1,000,000

利益剰余金

利益準備金		33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,246,944
利益剰余金合計		13,280,621

株主資本合計

16,498,621

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		257
評価・換算差額等合計		257

純資産合計

16,498,878

負債・純資産合計

21,962,373

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第31期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		5,359,891
運用受託報酬		3,526,872
業務受託報酬		892,348
その他		47,855
営業収益計		9,826,967
営業費用		
支払手数料		2,767,399
調査費		843,858
その他営業費用		274,153
営業費用計		3,885,412
一般管理費	1	4,851,527
営業利益		1,090,027
営業外収益	2	7,304
営業外費用	3	9,973
経常利益		1,087,359
税引前中間純利益		1,087,359
法人税、住民税及び事業税		791,620
法人税等調整額		(367,953)
法人税等合計		423,667
中間純利益		663,691

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 5年

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第31期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第31期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 3,003千円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 2,422千円 受取利息 4,882千円
3	営業外費用のうち主要なもの 為替差損 9,415千円

（金融商品関係）

第31期中間会計期間末（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,365,301	15,365,301	-
(2) 未収委託者報酬	1,909,054	1,909,054	-
(3) 未収収益	1,751,605	1,751,605	-
(4) 関係会社短期貸付金	2,100,000	2,100,000	-
資産計	21,125,960	21,125,960	-
(1) 未払手数料	895,243	895,243	-
(2) その他未払金	589,031	589,031	-
(3) 未払費用	801,853	801,853	-
(4) 長期未払金	241,143	241,143	-
負債計	2,527,271	2,527,271	-

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	88,395

上記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間末（2020年9月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額 88,395千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,359,891	3,526,872	892,348	47,855	9,826,967

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
6,128,504	1,470,144	1,290,541	937,777	9,826,967

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	1,424,439	資産運用業
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,285,716	資産運用業

（1株当たり情報）

第31期中間会計期間 （自2020年4月1日 至2020年9月30日）	
1株当たり純資産額	293,235.19円
1株当たり中間純利益金額	11,795.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	663,691千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	663,691千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円(2019年9月末現在)

(略)

(2) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
(略)		

(3) 運用再委託先の会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
(略)		

(4) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
	(略)		
10	株式会社百十四銀行	37,322百万円	同 上
	(略)		

募集の取扱い以外の業務を行っています。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円(2020年3月末現在)

(略)

(2) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
(略)		

(3) 運用再委託先の会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
(略)		

(4) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
(略)			
10	株式会社百十四銀行	37,322百万円	同 上
(略)			

募集の取扱い以外の業務を行っています。

独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光 夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健 志**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）の2020年6月9日から2020年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）の2020年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口健志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。